

## 特殊車両・過積載車両の合同取締り結果

特殊車両の違法運行や過積載車両による、道路・橋梁の損傷や事故を未然に防止することを目的に、長岡国道事務所と与板警察署による合同取締りを実施しました。

### 取締り実施結果

取締り日時：令和8年5月26日（火） 14時～16時

### 取締り場所及び結果

- ・国道116号 出雲崎除雪ステーション  
(三島郡出雲崎町大字船橋字縄手地先)  
取締り実施台数：3台 うち違反指導：1台

### <違反指導の内訳>

- 道路法に基づく特殊車両の取締り
  - ・許可書不携帯（警告）：1台
- 道路交通法に基づく重量の取締り
  - ・過積載：0台
  - ※その他（車検証の不携帯）：1台

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。

今後も引き続き、道路利用者に対して規制を周知するとともに、理解していただけるよう呼び掛けてまいります。

配布先  
長岡市記者会  
長岡地域記者会  
柏崎記者会

お問い合わせ先：

【特殊車両の通行許可に関することについて】

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 平塚 洋一郎 [電話] 0258-36-4552 (内線431)

【過積載に関することについて】

新潟県 与板警察署

交通課長 佐藤 直行 [電話] 0258-72-0110

ふるさとの ぬくもり伝える 道づくり

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

〒940-8512 新潟県長岡市中沢4丁目430-1

パソコン、スマートフォン  
X(イクス)

<https://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/>  
[https://x.com/mlit\\_chokoku](https://x.com/mlit_chokoku)

事務所HP



X(エックス)



## 【取締り実施状況】



特殊車両通行許可証の内容を確認しています。



車両の寸法を計測しています。



車両の寸法を計測しています。



車両の重量を計測しています。

下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」又は「通行確認」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて 最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



### 【注意】

・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路車両運送法」、「道路交通法」でも定めがあります。

・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」又は「通行確認」が必要です。